

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	特定事業再編投資損失準備金制度の延長			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容</p> <p>平成26年度税制改正において、産業競争力強化法の認定を受けて、事業部門の分離・統合により設置される統合会社の成長に必要な資金負担を行う会社について、その財務負担を軽減する税制措置（特定事業再編投資損失準備金）が講じられている。</p> <p>当該措置は、平成29年3月31日までに特定事業再編計画の認定を受けたものが対象とされているため、第4次産業革命に対応し、企業の機動的な事業再編を促進するため、これを2年間延長する。</p>			
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項3号			
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	( ▲2,146 )	[平年度] —	( ▲2,146 ) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>第4次産業革命に向け迅速かつ柔軟な産業構造転換の実現が必要となる中、自社事業部門の分離や他社事業部門との統合など、大胆な事業再編を促進する税制措置を講ずることで、潜在力のある事業を成長事業に転換するとともに、グローバル市場での企業競争力の強化を実現し、我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>産業競争力強化法において、複数の企業による事業再編であって、①自社単独では十分に経営資源を振り向けられないが、潜在的には飛躍的な成長を期待することができる事業を切り出し、他社の事業と再編・統合し、②再編後の新事業を行う共同子会社等の統合会社に対し両社で経営支援を行うことにより競争力をつけ、グローバル市場に打って出る又は国内で新たな価値を創造する、といった事業活動が「特定事業再編」と位置づけられ、より一層の政策的支援策を講じ、促進する対象とされている。</p> <p>こうした事業活動を行う企業は、事業再編で誕生する新会社が軌道に乗るまで資金の支援を行う事が多く、その財務上の負担が再編の障害の一つとなることから、事業部門の分離・統合を行う企業に対する課税負担の軽減措置として特定事業再編投資損失準備金制度が設けられているところであるが、その対象は平成29年3月31日までに特定事業再編計画の認定を受けたものとされている。</p> <p>また、『日本再興戦略2016』において、鍵となる施策として、「第4次産業革命を見据えた新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等」が掲げられている。こうした取組みを確実に進め、迅速かつ柔軟な産業構造転換を実現していくためには、引き続き企業による事業再編の円滑化を通じて、我が国産業における生産性の向上を促進するため、その期限を延長する必要がある。</p>			
本要望に対応する縮減案				
			ページ	10—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-2 新陳代謝
	政策の達成目標	我が国企業の事業再編の円滑化を通じ、生産性の向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	平成29年4月1日～平成31年3月31日
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	<p>産業競争力強化法創設以降の状況は下記の通り。  認定社数：9社（5計画）  準備金積立件数：7件  業種：機械製造業、産業用電気機械器具製造業、非鉄金属製造業、鉄鋼業、食料品製造業、その他の製造業等  投融資額（推計）：3,901億円  準備金積立額：2,731億円</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	各年度3件 （算定方法） これまでの準備金積立は7件。 制度運用から31ヶ月（2016年7月末まで）で試算すると、今後の適用見込み（件/年）は以下の通り。 $7 \text{ (件)} \div (31 / 12) \text{ (年)} = 2.71 \div 3 \text{ (件/年)}$
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業部門の分離・統合が増加し、企業における潜在力ある事業の成長事業化や国際競争力強化の後押しとなることが見込まれる。これにより、産業競争力強化法において計画認定指標としている生産性の向上を実現することができると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性	<p>特定事業再編を行う企業においては、概して大きな財務負担が発生することから、これが事業再編の障害の一つとなることが多い。こうした問題を解決し、政策目標達成のためには、課税負担の軽減措置を講ずることが適切である。  この点において本措置は、一定の基準を満たす特定事業再編計画を主務大臣が認定した場合に限って認められるものであり、政策手段としての的確である</p>	
	ページ	10-2

税負担軽減措置等の適用実績		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	件数 (件)	6	1	-
	適用額 (百万円)	273,034	24	-
	※平成 26 年度：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省） 平成 27 年度、平成 28 年度（7 月末時点）：実績見込み  業種：機械製造業、産業用電気機械器具製造業、非鉄金属製造業、鉄鋼業、食料品製造業、その他の製造業等			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	平成 26 年度における適用実態調査結果 件数：6 件 適用額：2,730 億円 租特法の条項：第 55 条の 3、第 68 条の 43 の 3			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、事業部門の分離・統合が増加し、企業における潜在力ある事業の成長事業化や国際競争力強化の後押しとなることが見込まれる。これにより、産業競争力強化法において計画認定指標としている生産性の向上を実現することができると見込まれる。			
前回要望時の達成目標	政策の達成目標に同じ。			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 28 年 7 月時点において 9 社（5 計画）の認定実績があり、準備金積立が 7 件あることから、一定以上の効果を実現している。			
これまでの要望経緯	平成 26 年度税制改正により創設（租税特別措置法）。			
ページ	10—3			